

廃 第 1 8 2 9 号
平成 2 9 年 2 月 3 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について (通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。) 第 1 4 条の 3 及び第 1 5 条の 2 の 7 の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 東京都台東区駒形二丁目 7 番 5 号
(千葉県内の事業場所在地: 白井市折立)
名 称 株式会社フジコー
代 表 者 代表取締役 小林 直人

2 許可内容 (行政処分の対象となる業及び施設設置の許可)

- (1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業許可
許可の番号 第 0 1 2 0 0 0 0 7 2 4 0 号
許可年月日 平成 2 8 年 6 月 2 8 日
事業の区分 収集・運搬 (積替・保管を除く。)
- (2) 許可の種類 産業廃棄物処分業許可
許可の番号 第 0 1 2 2 0 0 0 7 2 4 0 号
許可年月日 平成 2 3 年 8 月 1 1 日
事業の区分 焼却、破碎、堆肥化、圧縮、飼料化及び固液分離による中間処理
- (3) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可 (※みなし許可)
使用届出年月日 平成 1 3 年 3 月 1 5 日
施設の種類 破碎施設 (がれき類)

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成 1 2 年政令第 4 9 3 号) 附則第 2 条第 2 項の規定により法第 1 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなされるもの

- (4) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可
許可の番号 第 1 4 - 4 - 1 - 1 0 4 号
許可年月日 平成 1 4 年 7 月 5 日
施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設
- (5) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可
許可の番号 第 1 8 - 1 - 2 1 4 号

- 許可年月日 平成18年7月25日
 施設の種類 産業廃棄物の焼却施設
 (6) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可
 許可の番号 第22-1-373号
 許可年月日 平成22年8月2日
 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設
 (7) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置許可
 許可の番号 第22-1-374号
 許可年月日 平成22年8月2日
 施設の種類 廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設
 (8) 許可の種類 産業廃棄物処理施設変更許可
 許可の番号 第23-2-401号
 許可年月日 平成24年3月22日
 施設の種類 木くず又はがれき類の破碎施設
 3 処分年月日 平成29年2月3日
 4 行政処分の内容 60日間の産業廃棄物収集運搬業の事業の全部停止
 60日間の産業廃棄物処分業の事業(堆肥化による中間処理を除く。)の停止
 60日間の産業廃棄物処理施設の使用停止
 5 停止期間 平成29年2月8日から同年4月8日まで
 6 行政処分の理由

株式会社フジコーは、産業廃棄物の焼却施設において、恒常的に許可処理能力を超過し廃棄物の処理を行った。

この行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。)第12条の6第2号の規定に違反するため、産業廃棄物処理施設の維持管理について定めた法第15条の2の3第1項の規定に違反する。

また、同社は、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設において、恒常的に許可処理能力を超過し廃棄物の処理を行った。

この行為は、施行規則第12条の6第2号の規定に違反するため、産業廃棄物処理施設の維持管理について定めた法第15条の2の3第1項の規定に違反する。

さらに同社は、破碎機を無許可で型式の異なるものに入れ替え、当該破碎施設によって産業廃棄物の処理を行った。

この行為は、無許可の産業廃棄物処理施設の設置を禁止した法第15条第1項の規定に違反する。

これらの事実により同社は、法第14条の3第1号及び第15条の2の7第3号に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 木内

TEL 043-223-2683